

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 8 年 7 月 15 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

介護保険被保険者資格の処理誤りについて

1. 概要と事実経緯

介護保険被保険者である市民A氏（以下「A氏」という）について、令和 5 年 3 月に転出届が提出され、同日付で転出届が取り消されていたにも関わらず、介護保険システムでは転出届のみを反映し、A氏の介護保険被保険者資格の喪失処理のみが行われていた（転出届の取消に伴う資格の回復処理が行われていなかった）ことにより、A氏の資格が喪失されたままの状態になっていたことが、令和 8 年 5 月 28 日に判明しました。

2. 判明後の対応

判明後直ちに資格回復を行い、時効が到来した分を除く令和 6 年度及び令和 7 年度の介護保険料を賦課しました。令和 8 年 6 月 11 日（木）にA氏の自宅を訪問し、資格処理の誤りについて経緯の説明と謝罪を行い、了承の上介護保険料を納付していただきました。

3. 発生原因

本市では、令和 6 年 3 月まで門真市及び四條畷市とともに「くすのき広域連合」を設置し、当該広域連合において、被保険者資格の得喪処理や介護保険料の賦課、給付等の介護保険関係事務を行っておりました。本事案については、くすのき広域連合で事務を行った時に生じたものであり、当該広域連合の資格の処理業務において、ダブルチェック等による十分な確認が徹底されていなかったことによるものと推察されます。

4. 再発防止策等

くすのき広域連合は令和 6 年 3 月末をもって解散し、現在は本市が単独で介護保険関係事務を行っており、資格の得喪処理等に誤りが生じないよう、ダブルチェックを含めた確認体制を構築し、チェックを徹底しております。今後もこうした体制により、本事案のような事象が生じることをないよう、引き続きチェックの徹底に努めます。

なお、本事案を受け、他の介護保険被保険者に同様の誤りが生じていないかについて調査した結果、該当する事案はありませんでした。

問合せ：守口市役所健康福祉部高齢介護課
電話 06-6992-1610 （直通）